

自家用自動車を使用して旅行した場合の車賃の額について

(平成17年2月28日例規計第5号)

静岡県職員の旅費に関する条例(昭和31年県条例第48号)第17条第2項の規定に基づき、自家用自動車を使用して旅行した場合の車賃の額について下記のとおり定めたので、通達する。

なお、本通達は、平成17年4月1日から施行する。

記

1 車賃の額

旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車を使用して旅行した場合の車賃の額は、走行距離1キロメートル当たり18円とする。

2 走行距離の算出

自家用自動車を使用して旅行した場合の走行距離は、原則として実測によるものとする。

なお、車賃の額を計算する場合には、100メートル単位までの走行距離によることとし、当該車賃の額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 適用日

この基準は、平成17年4月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。